

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の九及び第四百四十四条の二の規定に基づき、型式適合認定の対象となる建築物及び工作物の一連の規定を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

型式適合認定の対象となる建築物及び工作物の一連の規定を定める件

第一 型式適合認定の対象となる建築物の一連の規定

- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十六条の二の九第一号口に基づき、第二百二十九条の二の四第一項のうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号に掲げるものとし、第二百二十九条の二の五第二項第六号のうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号に掲げるものとする。
- 二 令第三百三十六条の二の九第二号表○項及び⑤項に基づき、第二百二十九条の二の四第一項のうち建設大臣

が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号に掲げるものとする。

三 令第三百三十六条の二の九第二号表(四)項に基づき第二百二十九条の二の五第二項第六号のうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号に掲げるものとする。

四 令第三百三十六条の二の九第二号表(六)項に基づき第二百二十九条の十三の三第十二項のうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号に掲げるものとする。

第二 型式適合認定の対象となる工作物の一連の規定

令第四百四十四条の二に基づき第四百四十四条第一号イのうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号第一に掲げるものとし、同条第七号のうち建設大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法は、平成十二年建設省告示第 号第四に掲げるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。